

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第59号

相模原市立小原の郷条例の一部を改正する条例

相模原市立小原の郷条例(平成17年相模原市条例第123号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立小原の郷条例

第1条中「相模原市立小原の郷」を「相模原市立小原の郷」に改める。

第2条中「小原本陣」を「小原宿本陣」に、「相模原市立小原の郷」を「相模原市立小原の郷」に、「小原の郷」を「小原の郷」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(休館日)

第3条 小原の郷の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日(月曜日が国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、休館日を開館日とすることができる。

3 市長は、第1項第3号の規定により休館日を定め、又は前項の規定により休館日を開館日とするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

(利用できる時間)

第4条 小原の郷を利用できる時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により小原の郷を利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめその旨を市民に周知するものとする。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「小原の郷の管理上適当でないと認められる者がある」を「小原の郷を利用しようとする者又は利用する者が次の各号のいずれかに該当する」に、「その」を「小原の郷への」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第5条とする。

(1) 小原の郷における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 小原の郷の施設及び器具(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、小原の郷の管理上支障があると認められるとき。

第10条中「小原の郷」を「小原の郷」に改め、「類する行為」の次に「(以下「販売行為等」という。)」を加え、同条を第6条とする。

第11条を削る。

第12条中「小原の郷」を「小原の郷」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の5条を加える。

(指定管理者による管理)

第8条 市長は、小原の郷の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第9条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第10条 前条の規定による公募(以下「公募」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、小原の郷の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準(以下「指定の基準」という。)に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が小原の郷の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿った小原の郷の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定の特例)

第11条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、法人その他の団体の中から小原の郷の設置の目的を最も効果的に達成することができると思料するものを指定管理者として指定することができる。

(1) 前条第2項の規定により指定管理者として指定しようとしたものが、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により小原の郷の管理を行うことが不適当と認められた場合又はそのものの事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第1項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

(2) 指定の申請をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがない場合

(3) 指定の申請をするものがない場合

2 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(その他の事項の規則委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手続等について必要な事項は、別に規則で定める。

第13条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 小原の郷の休館日を定めること(第5号に規定する業務の遂行上必要と認め

られる場合に限る。以下この号において同じ。)、休館日を開館日とすること及び利用できる時間の変更に関する業務。ただし、小原の郷の休館日を定め、休館日を開館日とし、又は利用できる時間を短縮する変更をするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (2) 入館の制限等に関する業務
- (3) 販売行為等の許可に関する業務
- (4) 地域の活性化及び市民の交流に寄与する事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (5) 小原の郷の施設等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、小原の郷の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

(指定管理者の管理に係る読み替え)

第14条 小原の郷の管理を指定管理者が行う場合において、第3条から第7条までの規定の適用については、第3条第1項第3号中「市長」とあるのは「市長又は第8条に規定する指定管理者」と、同条第2項及び第3項並びに第4条から第6条までの規定中「市長」とあるのは「第8条に規定する指定管理者」と、第7条本文中「市長」とあるのは「次条に規定する指定管理者」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の相模原市立小原の郷条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の相模原市立小原の郷の管理について適用し、施行日前の同施設の管理については、なお従前の例による。  
(準備行為)
- 3 新条例の規定による相模原市立小原の郷の指定管理者の指定のために必要な手続きその他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。